

改正省エネ法・改正温対法説明会

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が改正され、平成22年4月1日より施行されることとなります。改正省エネ法では従来の工場・事業場単位の規制から事業者（企業）単位の規制に変更されるとともに、一定の要件を満たすフランチャイズチェーン事業等についても規制対象となるなど、大きな改正内容となっています。

また、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）も改正され、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度についても、平成21年度排出量（平成22年度に報告）から、事業者単位での報告になるなど、新しい算定・報告方法になります。

三重県では、関係事業者を対象に説明会を開催しますので、御参加くださるようお願いいたします。

1 主催 三重県

2 協力・講師（予定） 中部経済産業局、中部地方環境事務所

3 会場、日程、及び定員

会場	日時	場所	定員
四日市	平成21年 5月18日（月） 13:30~16:30	三重県四日市庁舎本館6階大会議室 四日市市新庄4-21-5 （参考）会場周辺地図のアドレス http://www.pref.mie.jp/CHIZU/htyosha.htm	200名
津	平成21年 5月15日（金） 13:30~16:30	三重県津庁舎本館6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34 （参考）会場周辺地図のアドレス http://www.pref.mie.jp/CHIZU/ttyosha.htm	200名
松阪	平成21年 5月19日（火） 13:30~16:30	三重県松阪庁舎6階大会議室 松阪市高町138 （参考）会場周辺地図のアドレス http://www.pref.mie.jp/CHIZU/mttyosha.htm	120名
伊賀	平成21年 5月14日（木） 13:30~16:30	三重県伊賀庁舎7階大会議室 伊賀市四十九町2802 （参考）会場周辺地図のアドレス http://www.pref.mie.jp/CHIZU/gtyosha.htm	200名

※ 駐車スペースに限りがありますので、極力公共交通機関を御利用ください。

※ 内容は各会場とも同じです。

4 説明会の内容

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正について（経済産業省中部経済産業局）
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正について（環境省中部地方環境事務所）
- (3) 三重県の取組について（みえ・まるごとエコ生活推進事業の説明、他）

5 参加費 無料

6 参加申し込みの方法について

- (1) 別紙参加申込書に、①参加会場、②会社名、③住所、④所属先、⑤電話番号、⑥FAX番号、⑦E-MAILを明記のうえ、下記申し込み先あてFAXにてお申込みください。
（電話、E-MAILでの受付はしていません。また、①～⑥に記載漏れがあると、受付ができませんので御注意ください。）
- (2) 申し込みの締め切りは、5月8日（金）とさせていただきます。
- (3) 定員になり次第、申し込みを締め切りさせていただきます。（HP「三重の環境と森林」にて締め切りになった旨をお知らせします。）

（お申し込み先・お問い合わせ先）

三重県環境森林部地球温暖化対策室 地球温暖化対策グループ

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL: 059-224-2368 FAX: 059-229-1016

別紙

送信先：三重県環境森林部地球温暖化対策室 中瀬あて

FAX：059-229-1016

※ 1人1枚ずつ申し込みください。

改正省エネ法・改正温対法説明会 参加申込書

申込日：平成 年 月 日

参加会場 (○を記入)	() 5月18日 四日市会場 () 5月15日 津会場 () 5月19日 松阪会場 () 5月14日 伊賀会場
会社名	
住所	〒 —
所属先	
役職	
(ふりがな) 氏名	
電話番号	— —
FAX 番号	— —
E-MAIL	@